

要 望 書

平成 21 年 7 月

竹林北島自治会

江田 久嗣(52-1556)

1. 要望事項

竹林北島地内の市道竹林宮後線において、地区内外から通学する児童生徒の安全確保のため、歩道の設置(延長 900m)を要望します。

同路線は、南側の竹林西島地区(歩道設置済)、東側に鍛冶地区と接続しており、小中学校児童、高校生の通学路であるスクールゾーンに指定され、道路幅員は片側 2.7mの両側 5.4mです。



西島地内から北島地内方向
(既設歩道が止まっている)



北島地内から鍛冶地内方向
(交通車両での道路状況)

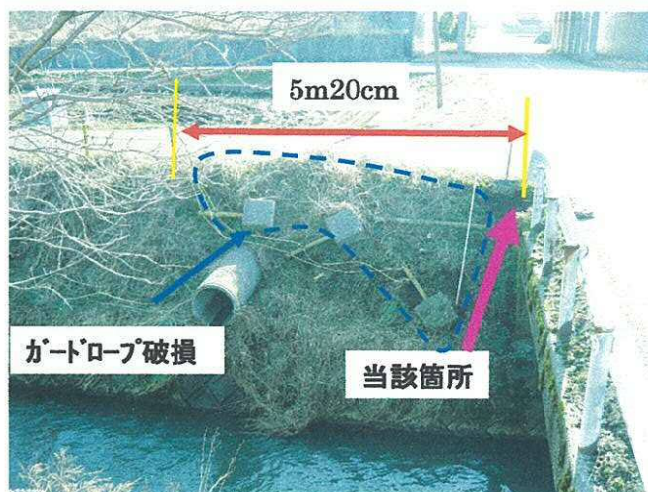
【②畦畔崩れ】

市道竹林宮後線と吐川の交差する法面の崩れ(竹林 633-1 地先)

1. 写真:



2.



状況

損傷時期は明確でないが、東部小学校児童の通学路である市道竹林宮後線に架かる吐川の橋で、ガードレールの基礎部分の周辺の盛土部分が崩落しており、車道の保護が確保されていないことから、場合によっては歩行者、自転車、自動車等が吐川へ転落する恐れがある。

尚、吐川に設置されていたガードロープも約5mの間で崩落していることもあり、加えて危険の要因となっている。

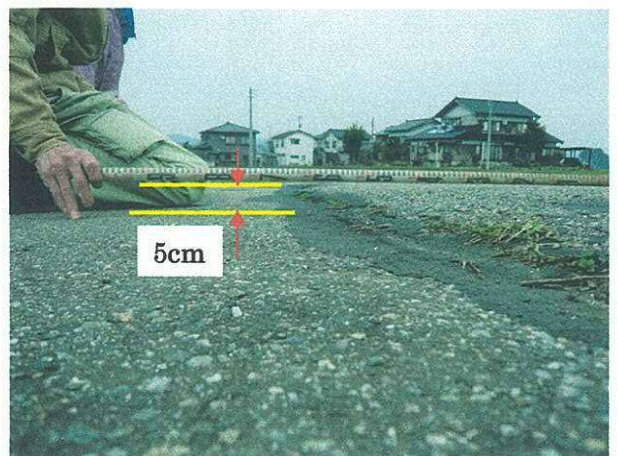
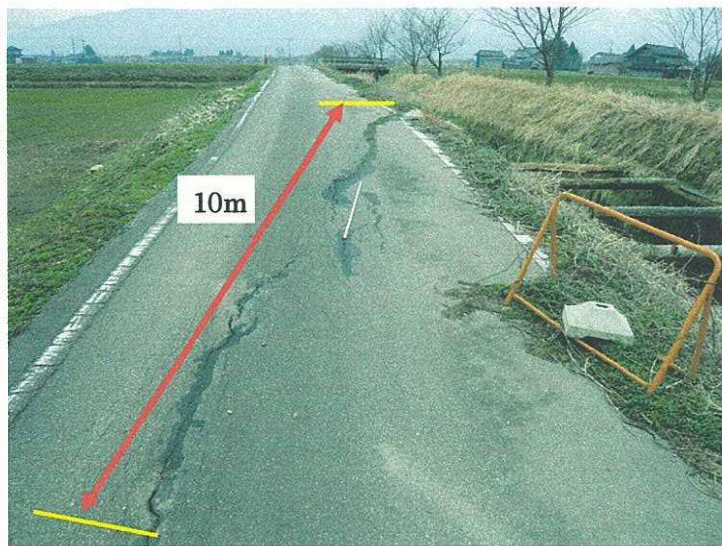
3. 位置図



【③道路の地崩れによる段差】:

吐川管理用道路上での地崩れによる段差(竹林 731 地先)

1. 写真:



2. 状況

吐川の右岸管理用道路上で、長さ約 10m で 5cm 程度の段差が発生している。応急措置は施されているが、年々広がっておりこのままでは崩壊することが懸念され、事故防止策が必要である。

3. 位置図

